



島根県報

平成24年11月30日（金）

第2,449号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障 がい 福 祉 課）	3
保安林予定森林（5件）	（森 林 整 備 課）	4
保安林の指定の解除	（ " ）	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	8

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定		9
不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		9

告 示

島根県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
匹見歯科診療所	益田市匹見町匹見イ1166	平成24年7月1日

島根県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ゆうゆう	松江市馬潟町349番地29	居宅介護支援	介護支援センター ゆうゆう	松江市馬潟町349番地29	平成24年9月1日
株式会社 ふる里	出雲市野尻町307番地3	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ふるさと	出雲市天神町558-1	平成24年11月6日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田1丁目4番28号	介護老人保健施設	島根県済生会 介護療養型老人保健施設 たかさご苑	江津市江津町1110-15	平成24年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田1丁目4番28号	短期入所療養介護	島根県済生会 介護療養型老人保健施設 たかさご苑	江津市江津町1110-15	平成24年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田1丁目4番28号	介護予防短期入所療養介護	島根県済生会 介護療養型老人保健施設 たかさご苑	江津市江津町1110-15	平成24年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田1丁目4番28号	通所リハビリテーション	島根県済生会 介護老人保健施設 たかさご苑	江津市江津町1110-15	平成24年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田1丁目4番28号	介護予防通所リハビリテーション	島根県済生会 介護老人保健施設 たかさご苑	江津市江津町1110-15	平成24年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田1丁目4番28号	訪問リハビリテーション	島根県済生会 たかさご苑	江津市江津町1110-15	平成24年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田1丁目4番28号	介護予防訪問リハビリテーション	島根県済生会 たかさご苑	江津市江津町1110-15	平成24年10月1日

株式会社 ひま	出雲市斐川町莊原2933番地17	通所介護	デイサービス ひまり	出雲市馬木町758番地2	平成24年9月1日
株式会社 ひま	出雲市斐川町莊原2933番地17	介護予防通所介護	デイサービス ひまり	出雲市馬木町758番地2	平成24年9月1日
株式会社 建装	出雲市平田町1733-6	通所介護	ココ・リハ春日	松江市春日町155-1	平成24年10月4日
株式会社 建装	出雲市平田町1733-6	介護予防通所介護	ココ・リハ春日	松江市春日町155-1	平成24年10月4日
株式会社 建装	出雲市平田町1733-6	通所介護	ココ・リハ東出雲	松江市東出雲町揖屋116-1	平成24年10月29日
株式会社 建装	出雲市平田町1733-6	介護予防通所介護	ココ・リハ東出雲	松江市東出雲町揖屋116-1	平成24年10月29日
医療法人 都医院	浜田市治和町イ110番地2	居宅療養管理指導	都医院	浜田市治和町イ110番地2	平成24年10月1日
医療法人 都医院	浜田市治和町イ110番地2	介護予防居宅療養管理指導	都医院	浜田市治和町イ110番地2	平成24年10月1日

島根県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝口善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
日本調剤 平田薬局	出雲市灘分町625番地	平成24年9月28日
ウエーブ 江津調剤薬局	江津市江津町1140-5	平成24年10月1日
ウエーブ シティパルク薬局	浜田市相生町1391-8	平成24年10月1日
ウエーブ たまち薬局	浜田市田町52-7	平成24年10月1日
ウエーブ いわみ薬局	浜田市浅井町878-9	平成24年10月1日

島根県告示第652号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝口善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
ウエーブシティパルク薬局	浜田市相生町1391-8 シティパルク内1F	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年10月1日
ウエーブたまち薬局	浜田市田町52-7	育成医療	平成24年10月1日

		更生医療 精神通院医療	
ウエーブいわみ薬局	浜田市浅井町878-9	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年10月1日
ウエーブ江津調剤薬局	江津市江津町1140-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年10月1日
心身一如身土不二医食同源自 然治癒力活性心療漢方内科横 田駅前スサノオクリニック	仁多郡奥出雲町横田1017-8	精神通院医療	平成24年11月1日
みと薬局	益田市美都町都茂1815	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年11月1日

島根県告示第653号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町三里口321-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第654号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市田橋町603-1、604、604-3、611、611-1、611-3、612、613、613内1、1011、1022-3、1023

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第655号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町大呂673-1、673-3、2600-1、2616-1、2616-3、2616-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第656号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町野城字女郎ヶ迫イ510-2、イ510-3、イ510-5、三瓶町野城字アンエ迫イ512-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第657号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町福光口95、口102、口118、口119、口120-1、口120-3（次の図に示す部分に限る。）、口121、口264-1、口265-1、口265-2、口301から口303まで、口304-1、口305、口307、口309-1、口309-2、口335、口372

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第658号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町須佐字黒谷554-3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第659号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年11月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル出雲店 出雲市今市町259番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みよしや 代表取締役 三吉 庸善 島根県出雲市今市町259番地1

破産者(協) 出雲ショッピングセンター 破産管財人 金山 孝治 島根県出雲市今市町869番地7

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) メガセンタートライアル出雲店・デパートパラオ

(変更後) メガセンタートライアル出雲店

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 株式会社みよしや 代表取締役 三吉 庸善 島根県出雲市今市町259番地1

(協) 出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫 島根県出雲市今市町259番地1

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) 株式会社みよしや 代表取締役 三吉 庸善 島根県出雲市今市町259番地1

破産者(協) 出雲ショッピングセンター 破産管財人 金山 孝治 島根県出雲市今市町869番地7

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ウ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) (協) 出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫 島根県出雲市今市町259番地1

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番12号

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番12号

(4) 変更の年月日

平成24年2月29日

2 届出年月日

平成24年11月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課(出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第660号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

協同組合大社ショッピングセンター 出雲市大社町北荒木625番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 室家 隆一 島根県出雲市大社町北荒木625番地2

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 全小売業者 : 午前10時00分から午後8時00分まで

(変更後) ホック以外の小売業者 : 午前10時00分から午後8時00分まで

ホック : 午前9時00分から午後10時00分まで

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6箇所

(変更後) 5箇所（店舗敷地南側の出入口は、不使用）

(4) 変更の年月日

平成24年11月15日

2 届出年月日

平成24年11月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第35号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、松江市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東出雲体育館	松江市東出雲町揖屋1139番地2	平成23年8月1日

島根県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成24年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
身体障害者療護施設シリウス苑	松江市法吉町624番地1	施設の名称	障害者支援施設シリウス苑